

北上地区消防組合訓令第2号

消防機関

北上地区消防組合管理者部局代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年6月7日

北上地区消防組合  
管理者 北上市長 高橋敏彦

北上地区消防組合管理者部局代決専決規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合管理者部局代決専決規程（昭和49年北上地区消防組合訓令第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表（第8条関係） 事務局長専決事項 1・2 [略] 3 職員に関する事務 (1)～(17) [略] (18) 職員の岩手県市町村職員共済組合、 <u>岩手県市町村職員互助会及び岩手県市町村職員退職手当組合</u> に係る事務 (19)～(22) [略] 4 [略]	別表（第8条関係） 事務局長専決事項 1・2 [略] 3 職員に関する事務 (1)～(17) [略] (18) 職員の岩手県市町村職員共済組合、 <u>岩手県市町村職員健康福利機構及び岩手県市町村総合事務組合</u> に係る事務 (19)～(22) [略] 4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成24年5月1日から適用する。